

公 告

次の軽油引取税に係る特別徴収義務者証票は無効です。

広島県税規則第 49 条第 1 項の規定により
公告します。

令和 7 年 4 月 17 日

広島県西部県税事務所長

木 本 宏 美

軽油引取税特別徴収義務者証

第 0 0 2 5 8 号